

在外選挙人登録申請（来館が困難な方に対する特例措置等について）

1 当館は、本年4月1日から、在外選挙人登録申請の際の本人出頭を免除する特例措置を開始しております。

2 次の条件を満たす方は、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく、在外選挙人登録申請ができます。

（1）新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた現地政府による行動制限措置等のため在外公館に出向くことができない方（行動制限措置等の対象地域であれば近郊にお住まいの方も対象となります）。

（2）次の地域にお住まいの方

アルマティ市、シムケント市、アクモラ州、アクトベ州、アルマティ州、アトウラウ州、東カザフスタン州、ジャンブル州、西カザフスタン州、カラガンダ州、コスタナイ州、クズルオルダ州、マングスタウ州、パヴロダール州、北カザフスタン州、トルキスタン州

（3）このほか、在外選挙人登録申請のために来館できない特別な事情がある方（事前に当館までご相談ください）。

3 具体的な申請方法は、次のとおりです。

（1）事前に当館まで以下の必要書類を送付、託送、又は電子メールの添付ファイルとして送付してください。

ア 在外選挙人登録申請書原本

イ 申請時出頭免除願書原本（最後のページに雛形があります）

ウ 旅券身分事項ページ写し

エ 住所確認書類写し（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）

（2）（1）の必要書類が当館に届き次第、申請者ご本人に連絡し、ビデオ通話の日時を調整の上、申請者ご本人とビデオ通話を実施します。

（3）ビデオ通話では、Microsoft Teams、Cisco Webex 又は Zoomを利用します。

（4）ビデオ通話の際には、申請者のご本人確認及び事前に送付した書類の原本確認を行いますので、あらかじめ旅券原本、住所確認書類原本（3か月以上前に在留届を提出している場合は不要）をご用意ください。

（4）以下の場合、申請を受け付けることができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

ア 物理的にビデオ通話を行うことが困難な場合

イ (2) の結果、申請者ご本人と連絡が取れない場合

ウ (3) 及び (4) の結果、ご本人確認ができない場合や、申請書類の原本性に疑義がある場合

4 在外投票を行うためには、事前に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証を入手しておく必要があります。まだ在外選挙人名簿登録申請がお済みでない方は、今後の国政選挙に備えお早めに登録申請を行ってください。なお、在外選挙人登録には、通常2か月ほど(注)かかりますので、お早めの登録申請をお勧めいたします。

(注) 申請時点で3か月以上当地に住所を有していることが確認できる場合。

申請時出頭免除願書

年 月 日

在 _____ 大使／総領事

在外選挙人名簿登録申請者氏名 _____

私は、下記のとおり、在外選挙人名簿登録申請に当たり、在外公館等への出頭が困難であるため、在外公館等への出頭を免除願いたく、申し出ます。

1 在外公館への出頭が困難である理由

2 同封書類（（１）～（３）は必須。（４）は在留届を３か月以上前に提出している場合は不要。）

- （１）在外選挙人名簿登録申請書
- （２）申請時出頭免除願書 ※本書類
- （３）旅券等写真付き身分証明書（写し）
- （４）住所確認書類（写し）

3 ビデオ通話希望日時

（１）第１希望

月 日 時 分 ～ 時 分

（２）第２希望

月 日 時 分 ～ 時 分

（３）第３希望

月 日 時 分 ～ 時 分

4 希望するウェブ会議システム

Microsoft Teams

Cisco Webex

ZOOM